

平成30年1月16日
栃木労働局

栃木労働局における文書の誤交付について

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）は、黒磯公共職業安定所（所長 大島 茂。以下「黒磯所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

1 事案の概要

黒磯所において、求職者Aさん（以下「Aさん」という。）に対し、誤って求職者Bさん（以下「Bさん」という。）の氏名で作成した紹介状を、交付するという事案が発生した。

紹介状には、Bさんの氏名、求職者番号が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成30年1月9日午前、黒磯所において、職員Cは、Bさんの職業相談を終えた直後にAさんと職業相談を行い、Aさんに係る紹介状を作成して交付した。その際、直前に使用していたBさんの職業相談画面の消去を怠り、Bさんの氏名でAさんが希望する事業所の紹介状を作成し、確認を十分に行わずにAさんに交付した。
- (2) 同日午後、職員Cが午前中の職業相談記録を確認したところ、Aさんに係る職業相談記録に紹介記録がなかったことに気付いた。直ちに、Aさんに紹介した事業所の求人票の紹介記録を確認したところ、Bさんの紹介記録であったことから、誤交付が判明した。
- (3) 同日、同所統括職業指導官がAさんに電話連絡し、来所されたAさんに、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、誤交付した当該紹介状を回収した。
- (4) 同日、統括職業指導官がBさんに電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い了承を得るとともに、改めて訪問による謝罪したい旨を申し入れたが、固辞されたため、当該対応で了承を得た。

3 発生の原因

- (1) 職員CがBさんの職業相談終了後、Bさんに係る職業相談画面を消去せずに、Aさんの職業相談を開始したこと。
- (2) 職員CがAさんに紹介状を交付する際、基本動作である求職者氏名の読み上げ等による本人確認を怠ったこと。

4 再発防止策

- (1) 黒磯所における取組
 - ① 平成30年1月9日、緊急職員会議を開催し、所長から職員（非常勤職員を除く）に対し当該事案の経過説明と本事案を教材とした「個人情報漏えい防止研修」を行い基本動作の徹底を図るとともに、個人情報保護に関する研修の実施等を指示し

た。

- ② 平成 30 年 1 月 10 日、非常勤職員に対し、所長から当該事案の経過説明と本事案を教材とした「個人情報漏えい防止研修」を行い基本動作の徹底を図るとともに、個人情報保護に関する研修の実施等を指示した。

併せて、紹介状他、全ての個人情報を含む書類について、返戻・交付に当たり氏名等の読み上げ確認の実施を改めて指示した。

(2) 栃木局における取組

- ① 平成 30 年 1 月 10 日、職業安定課長から管下の各公共職業安定所（出張所）長に対し、本事案の経過と職業相談及び紹介状の交付時における基本動作の徹底、画面の確実な消去及び紹介状交付時の本人確認などの再発防止策の徹底を指示した。
- ② 平成 30 年 1 月 15 日付けで、総務部長から局内各課室長、各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長に対し、「保有個人情報の管理の徹底について」を発出し基本動作の再徹底について指示した。

担 当	栃木労働局職業安定部職業安定課 職業安定課長 砂川 洋一 地方職業安定監察官 半田 明男 電話 028-610-3555
--------	---